

認可地縁団体ハンドブック

令和7年度改訂版



出雲市 総合政策部 自治振興課

目次

1 認可地縁団体とは

地縁による団体

地縁による団体とは、自治会や町内会等、区域に住所を有することのみを所属条件とする団体です。

地方自治法第260条の2第1項に「町又は字の区域その他市町村内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体」と規定されています。

※地縁団体に該当しないもの

活動内容がスポーツ活動、芸術活動等、特定分野のみである団体や、婦人会や老人会等の性別、年齢によって所属条件が定まっている団体は地縁団体とは認められません。

法的位置づけと制度の目的

自治会等の地縁による団体は、不動産等の資産を団体名義で登記することができず、所有する資産を代表者個人や会員の共有という形で不動産の登記を行うこととなり、資産管理の点で問題がありました。

こうした問題に対処するために平成3年に地方自治法の一部が改正され、自治会等が一定の要件を満たすことによって法人としての認可を受け、法人格を得ることにより、団体名義で不動産登記等を行うようになりました。

認可地縁団体のメリット

- 明確な法人組織となることで、活動や組織に対する信頼性、信用性が向上します。
- 規約に定める目的の範囲内で権利能力を持ち、法人名で様々な契約行為や取引、財産の取得、管理、登記などが行えるようになります。
- 実質的に自治会が占有している不動産であって、登記名義人や相続人の一部の所在が知れない場合は、市に申請して一定期間公告することで、認可地縁団体名義で所有権の移転ができる特例制度が活用できます。

発生する義務

- ・年1回の通常総会の開催が義務づけられます。
- ・年度終了ごとに資産目録を作成し、主たる事務所へ備え置かなければなりません。また、構成員名簿を変更のたびに更新し、主たる事務所へ備え置かなければなりません。
- ・特定の政党や候補者のために政治的な活動をすることはできません。
- ・告示事項（代表者や主たる事務所など）の変更、規約の変更があった場合は、市への届出や認可申請を行わなければなりません。
- ・法人としての納税の義務が発生します。
- ・規約であらかじめ委任されている事項以外は総会の議決が必要になり、手続きに時間と手間がかかります。
- ・代表者の住所氏名は告示事項のため、請求に基づき開示されることがあります。

認可の要件

以下の4項目が認可の要件です。認可後にこれらの要件を満たさなくなった場合は、認可の取り消しとなります。

① 良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とし、現にその活動を行っていると認められること

※住民相互の連絡、環境の整備、防災・防犯、集会施設の管理などです。

② 自治会等の区域が住民にとって客観的に明らかなものとして定められていること

※当該地縁による団体が相当の期間にわたって存続している区域の状況によらなければなりません。

③ その区域に住所を有する全ての個人が会員となることができ、その相当数の住民が会員になっていること

※年齢、性別等を問わず区域に住所を有する個人すべてという意味です。これに反するような構成員の加入資格等を規約に定めることは認められません。

④ 規約を定めていること

※法に定める8つの事項が全て含まれていることが必要です（P6参照）。

2 設立までの流れ

1. 事前準備

- ・団体内での方向性の確定
- ・団体の区域及び団体名義にする資産の調査
- ・書類の作成等を自治振興課に相談

2. 総会の開催

【審議事項】

- ① 規約の承認
 - ② 認可申請することの議決
 - ③ 代表者選出
 - ④ 構成員の確定
 - ⑤ 資産の確定
- «作成資料»
- ▶ 規約
 - ▶ 議事録
 - ▶ 代表者の就任承諾書
 - ▶ 構成員名簿
 - ▶ 保有（予定）資産目録

3. 申請

【提出書類】

- ① 認可申請書
- ② 規約
- ③ 議事録
- ④ 構成員名簿
- ⑤ 事業活動報告書
- ⑥ 代表者就任承諾書

4. 審査

出雲市役所
自治振興課

認可要件、提出書類等を市で審査し、認可又は不認可の決定を行います。

5. 認可・告示

市の認可により法人格を取得します。

次の項目が告示されます。

- 名称
- 規約に定める目的
- 区域
- 主たる事務所
- 代表者の氏名及び住所
- 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無並びに職務代行者の選任の有無
- 代理人の有無
- 規約に解散の事由を定めたときは、その事由
- 認可年月日

法人設立の届出 不動産等の登記

3 認可申請に必要な書類

総会において認可を申請する旨の決定を行った上で、次の申請書類を代表者が市（自治振興課）に提出することになります。

① 認可申請書 【記入例 P 24】

- ・代表者の押印は不要です。氏名はワープロ打ちでもかまいません。
- ・提出する年月日を申請年月日としてください。

② 規約 【規約例 P 25】

次の8つの事項は、必ず規約に定める必要があります。

必要項目	内 容
目的	良好な地域社会の維持・形成のための地域的な共同活動の具体的な内容（住民相互の連絡、環境整備、集会施設の管理など）
名称	団体の正式名称
区域	客観的に明確であること 住所地番などのほか、河川や道路等による記載も可能
主たる事務所の所在地	団体の所在地。住所地番により定めるほか、「代表者の自宅に置く」や「〇〇集会所に置く」等の記載も可能
構成員の資格に関する事項	区域に住むすべての個人が加入可能であり、区域以外の加入条件を定めることはできない
代表者に関する事項	代表者一人を設置すること及びその職務
会議に関する事項	会議の種類、招集方法、議決方法及び議決事項 構成員の表決権は平等であること
資産に関する事項	保有資産の構成、管理、取得及び処分の方法

③ 議事録の写し 【議事録例 P 30】

認可を申請する旨を決定した地縁による団体の総会議事録の写しで、議長及び議事録署名人の署名（自書）のあるものが必要です。

④ 構成員名簿 【名簿例 P 3 2】

構成員全員の住所、氏名を記載したものが必要です。区域に住所を有する個人であれば年齢、性別等を問いませんので、構成員である場合には、子どもの名前なども記載する必要があります。

※自治会等区域総人口の過半数が加入していることが必要です。

⑤ 良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を現に行っていることを記載した書類 【記入例 P 3 3】

前年度の事業活動報告の書類で、具体的な活動内容が分かるものが必要です。

⑥ 代表者就任承諾書 【記入例 P 3 4】

申請者が代表者となることを受諾した旨の承諾書で、本人の署名（自署）のあるものが必要です。

4 認可・告示

申請書類を提出後、市において書類を確認し、認可要件に該当するかの審査を行います。要件に該当すると認められる場合には市長の認可が行われ、団体は法人格を取得します。

認可された場合、次の事項が告示されます。

告示をもって、地縁による団体は、法人となったこと及び告示事項を第三者に対抗できることとなります。

【告示事項】

- 名称 ●規約に定める目的 ●区域 ●主たる事務所
- 代表者の氏名及び住所
- 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無並びに職務代行者の選任の有無
(職務代行者が選任されている場合は、その氏名及び住所)
- 代理人の有無 (代理人がある場合は、その氏名及び住所)
- 規約に解散の事由を定めたときは、その事由 ●認可年月日

認可の告示後、市から代表者宛てに認可された旨の通知書を送付します。

5 認可後の手続き

法人設立の届出(税関係)

認可から1か月以内に、島根県知事に法人設立の届出が必要です（法人県民税関係）。詳細については、下記にお問い合わせください。

問い合わせ先：島根県東部県民センター課税部法人課税課

松江市東津田町1741番地1 松江合同庁舎内

電話：0852-32-5621

出雲税務署（法人税関係）及び出雲市市民税課（法人市民税関係）への届出については、収益事業を行わない場合は不要です。

税制上の取扱い

認可地縁団体には、法人税などの税に関する法令の規定が適用されますが、収益事業を行わない限り、各種の税金は減免や課税免除の対象となります。

主な税目は以下のとおりです。

税の種類		収益事業を行わない場合	収益事業を行う場合
県 税	法人県民税	均等割のみ課税 ※ただし課税免除措置あり	課税
	法人事業税	非課税	課税
	不動産取得税	課税（不動産を取得した1回のみ） ※ただし用途により減免措置あり	課税（不動産を取得した1回のみ） ※ただし用途により減免措置あり
国 税	法人税	非課税	課税
	登録免許税	課税（登記の際）	課税（登記の際）
市 税	法人市民税	均等割のみ課税 ※ただし課税免除措置あり	課税
	固定資産税	課税 ※ただし用途により減免措置あり	課税

不動産等の登記

法人格を取得することにより、不動産等の登記を団体名で行うことができるようになります。登記については、法務局へお問い合わせください。

登記申請時に添付する書類として、認可を行った市が作成する「認可地縁団体台帳の写し」が必要となります。この書類が、法人格取得後の団体の住所証明書及び代表者の資格証明書となります。

問い合わせ先：松江地方法務局 出雲支局

出雲市塩冶善行町13番地3 電話：0853-21-0721

印鑑登録

認可後、認可地縁団体の代表者が、認可地縁団体印鑑登録申請書に必要事項を記入し申請することで印鑑登録することができます。

【印鑑登録に必要なもの】

◆認可地縁団体印鑑登録申請書

申請書には、代表者が印鑑登録している実印を押してください。

◆登録したい団体の印鑑

◆本人確認できるもの（マイナンバーカード、運転免許証など）

問い合わせ先：出雲市役所市民課 電話：0853-21-2315

証明書の発行申請

	窓口	手数料	必要なもの
印鑑登録証明	市民課	300円 (1通)	団体の印鑑 本人確認できるもの（マイナンバーカード、運転免許証など）
告示事項証明 (認可地縁団体台帳の写し)			本人確認できるもの（マイナンバーカード、運転免許証など）

問い合わせ先：出雲市役所市民課 電話：0853-21-2315

6 変更の手続き

規約変更申請

総会等により規約に変更があった場合は、認可申請が必要です。

総会で変更が議決されても、変更の認可を受けないと規約の変更は有効になりません。

【提出書類】

- ① 規約変更認可申請書 【記入例 P 35】
- ② 規約変更の内容及び理由 【記入例 P 36】
- ③ 議事録の写し 【議事録例 P 37】
- ④ 変更後の規約
- ⑤ 規約の変更が告示事項に係る場合は、告示事項変更届出書

※後述の「告示事項の変更届出」を参照

告示事項の変更届出

総会等により、告示事項に変更があった場合は届出が必要です。それを受け市が告示を行います。この変更の告示を受けないと、認可地縁団体の告示事項証明書に記載されている変更事項は更新されません。

なお、告示事項とは以下のものです。

【告示事項】

- 名称 ●規約に定める目的 ●区域 ●主たる事務所
- 代表者の氏名及び住所
- 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無並びに職務代行者の選任の有無
(職務代行者が選任されている場合は、その氏名及び住所)
- 代理人の有無 (代理人がある場合は、その氏名及び住所)
- 規約に解散の事由を定めたときは、その事由 ●認可年月日

【提出書類】

- ① 告示事項変更届出書 【記入例 P 38】
- ② 議事録の写し 【議事録例 P 39】
- ③ 代表者の変更の場合は、新代表者の就任承諾書 【記入例 P 34】

告示後、市から代表者（代表者の変更の場合は新代表者）宛てに告示事項が変更された旨の通知書を送付しますので、以下の手続きを行ってください。

① 法人県民税関係

告示事項変更の通知書と併せて、県へ提出する書類も送付しますので、県東部県民センターへ提出してください。

詳細については、下記にお問い合わせください。

問い合わせ先：島根県東部県民センター課税部法人課税課

松江市東津田町1741番地1 松江合同庁舎内

電話：0852-32-5621

② 印鑑登録関係

近いうちに新代表者の印鑑登録証明書が	必要な手続き
不要な場合	今回は特になし
必要な場合	新代表者による印鑑登録の手続き

問い合わせ先：出雲市役所市民課 電話：0853-21-2315

7 認可の取り消しと解散

認可の取り消し

認可地縁団体が次のいずれかの事項に該当する場合は、認可の取り消しの対象となります。

① 法律に定める以下の認可要件のいずれかを満たさなくなったとき

- ・活動が営利目的や政治目的に変更となった場合
- ・団体が相当の期間にわたって活動していない場合
- ・区域内の住民の加入を、正当な理由なく認めない場合
- ・構成員が多数脱退し、「相当数の住民」が構成員となっているとは認められなくなつた場合

② 不正な手段により認可を受けたとき

解散の事由

認可地縁団体が次のいずれかの事項に該当する場合は、解散となります。

① 規約で定めた解散事由が発生したとき

② 破産手続き開始の決定

③ 認可の取り消し

④ 総会で解散の決議があった場合

※規約で特別の定めがある場合を除いて、構成員総数の3／4以上の同意で解散となります。

⑤ 構成員が欠乏し相当数に満たなくなった場合

⑥ 合併により当該認可地縁団体が消滅した場合

以下は、④の総会で解散の決議があった場合について示します。

総会による解散の決議

総会では、次の事項について話し合う必要があります。

① 解散することについての意思決定

② 清算人の確認（または選任）

基本的には、代表者が清算人となります。ただし、規約に特別の定めがある場合や、総会で別途代表者以外の者を選任する場合はその限りではありません。

③ 残余財産の帰属先の確認（残余財産があると見込まれる場合のみ）

基本的には、残余財産は規約で指定した者に帰属となります。ただし、規約で指定がない場合や、その指定方法の定めがない場合は、総会の決議と市長の許可を経て、市の認可地縁団体の目的に類似する目的のために、その財産を処分することができます。これらの手続きで処分されない財産は、市に帰属することになります。

解散届出の手続き

総会での解散の議決後、市役所に解散届出の手続きを行います。

【手続きに必要なもの】

① 認可地縁団体解散届出書【記入例 P40】

② 解散の承認を受けたことが記載された総会議事録の写しで、議長及び議事録署名人の署名があるもの

この届出を受けて、市長は解散の告示を行います。この告示の手続きが終わると、清算人が記載された認可地縁団体の告示事項証明書の発行が可能となります。

解散に関する税関係の手続き

解散した認可地縁団体は、税関係の次の手続きを速やかに行う必要があります。手続きの詳細については、以下にお問い合わせください。

手続き先	収益事業なし	収益事業あり
出雲税務署	不要	法人解散の届出
島根東部県民センター課税部 法人課税係	法人解散の届出	法人解散の届出
出雲市役所市民税課	法人解散の届出	法人解散の届出

解散の公告及び債権者への債権申出の催促

清算人は、清算人就任後遅滞なく解散公告を行い、債権者への債権申出の催促を行わなければなりません。公告の方法は官報への掲載によって行うことが義務付けられています。法定公告のため、官報の掲載文面は決まっています。掲載依頼や掲載料などの詳細は、以下にお問い合わせください。

問い合わせ先：島根県・官報サービスセンター（今井書店）

松江市殿町63番地 電話：0852-24-2233

この官報による公告は、たとえ債権者がいないと推察される場合であっても、団体が把握できない債権者がいる可能性もあるため、必ず行わなければなりません。また、すでに把握している債権者がいる場合には、この官報による公告とは別に、各別に債権者に対して催告しなければなりません。これらは地方自治法による法定手続きで、省略できません。

団体の閉鎖(清算)の手続き

解散から団体の閉鎖までは清算期間と呼ばれ、少なくとも解散の公告（官報掲載）から2か月以上が必要です。この2か月間は債権申出期間を兼ねており、地方自治法で決まっていて短縮できません。なお、解散しても清算の目的の範囲において、その清算手続きが終了するまでは、認可地縁団体は存在するものとしてみなされます。

清算人は、この期間中に団体が行っていた現務の決了、債権の取り立てと債務の弁済、残余財産の引き渡しを行い、最終年度の決算書を作成します。

清算期間満了後、上記の作業が完了したら、再度総会を開催して、決算書をもとに、団体の財産が最終的にどうなったのか、負債はどうなったのかを報告し、総会の承認を受けることで清算を終了（清算結了）します。

なお、清算の手続きについては、地方裁判所の監督により行うこととなっています。不明な点は、以下にお問い合わせください。

問い合わせ先：松江地方裁判所

松江市母衣町68番地 電話：0852-35-5200

清算結了届出の手続き

総会での清算結了の議決後、市へ清算結了の届出の手続きを行います。

【手続きに必要なもの】

- ① 認可地縁団体清算結了届出書
- ② 清算結了の承認を受けたことが記載された総会議事録の写しで、議長及び議事録署名人の署名があるもの

これを受け、市長が清算結了の告示を行うことで、認可地縁団体の解散が完了します。

8 認可地縁団体の合併

地方自治法の改正により、令和5年4月1日からは、総会の決議により、同一市町村内の他の認可地縁団体と合併することができるようになりました。

合併には、「吸収合併」と「新設合併」があります。新設合併の場合は、規約の作成その他認可地縁団体の設立に関する事務は、各認可地縁団体において選任した者が共同して行わなければなりません。

事務の流れについては、「合併のフロー図」（P17）を参照してください。

総会による合併の決議

合併しようとする認可地縁団体は、それぞれの総会において、合併の許可を申請することについての決議が必要です。（総構成員の4分の3以上の賛成を得る必要があります。ただし、規約に別段の定めがあるときはこの限りではありません。）

吸收合併の場合で、合併により存続する認可地縁団体は、あわせて規約変更を総会で議決する必要があります。

認可申請の提出

それぞれの団体での議決後、各団体の代表者により市に認可申請する必要があります。

なお、吸收合併の場合は、合併により存続する認可地縁団体は合併の申請とあわせて規約変更の申請も行う必要があります。

【手続きに必要なもの】

- ① 合併認可申請書【記入例 P41】
- ② 合併後の認可地縁団体の規約
- ③ 各認可地縁団体の総会で認可を申請することについて議決したことを証する書類（合併後の認可地縁団体の代表者選出に関する議決の内容が含まれていることが必要です。）
- ④ 合併後の認可地縁団体の構成員名簿
- ⑤ 良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を現に行うこと目的に、合併しようとする各認可地縁団体が連携して当該目的に資する活動を現に行っていることを記載した書類
(例：合併しようとする認可地縁団体が合併に向け合同で行った打合せの議事録、合併を見据えて合同で実施した清掃等の地域的な共同活動の活動記録)
- ⑥ 合併しようとする各認可地縁団体の規約
- ⑦ 申請者が合併しようとする認可地縁団体の代表者であることを証する書類

合併後の地縁団体の認可

市長は、認可の要件を満たした認可地縁団体から申請があったときは、合併の認可を行います。

合併に係る債権者保護手続き

合併する各認可地縁団体は、認可の通知のあった日から2週間以内に「財産目録」を作成し、事務所に備え置くとともに、債権者に対し、合併に異議があれば一定期間（2か月以上）内に述べるべきことを公告し、且つ、判明している債権者に対して各別にこれを催告しなければなりません。

債権者保護手続き終了の届出

債権者保護手続きが終了した後に、合併する各認可地縁団体は、共同して市に届け出てください。

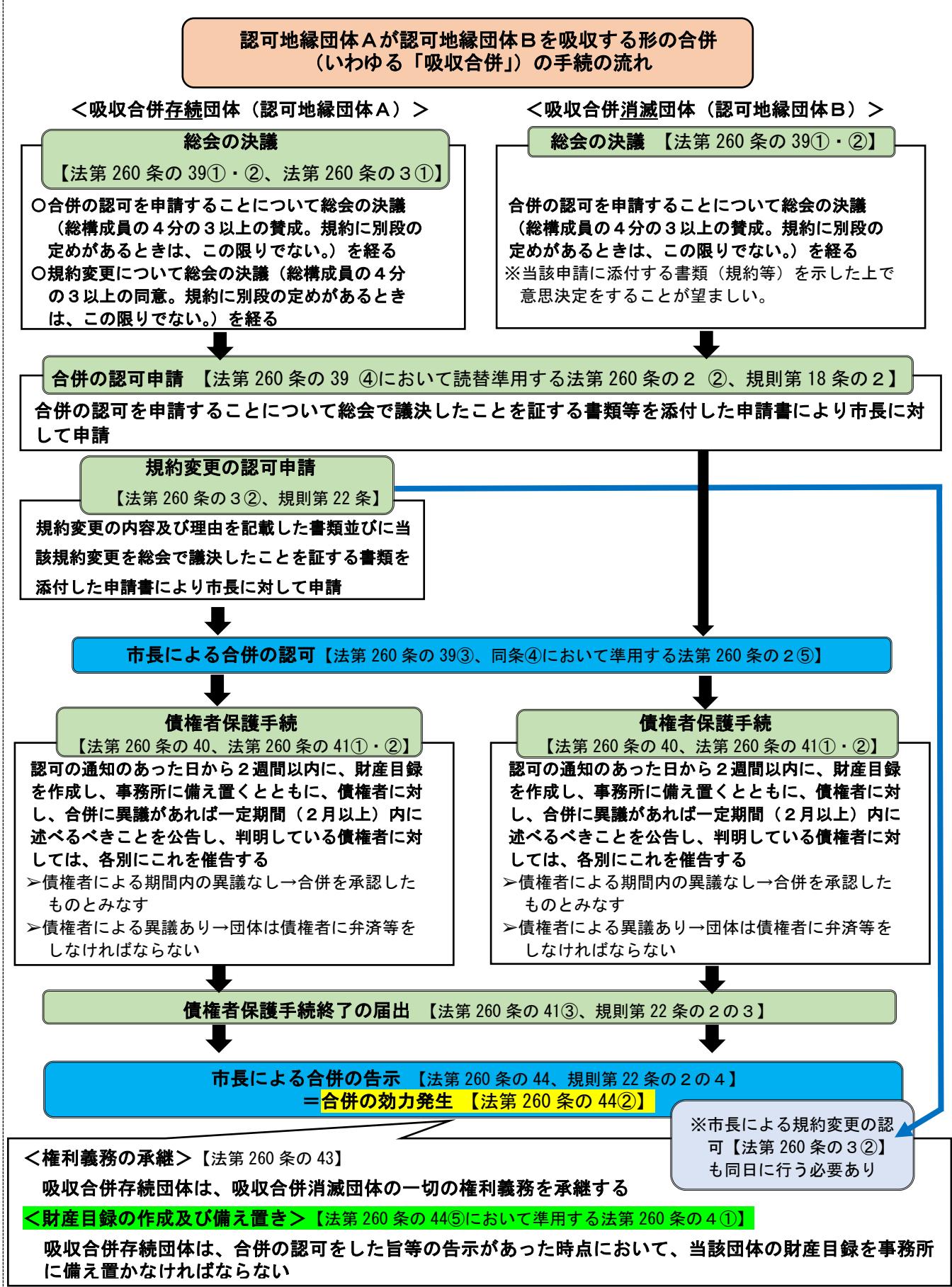
合併の告示

市は、届出書を受理した後に、認可地縁団体の合併を認可した旨を告示し、認可地縁団体台帳に記載します。合併の認可を受けても、市による告示があるまでは第三者に対抗することはできません。

吸収合併の場合は、合併により存続する認可地縁団体の規約変更の認可も同日付けて行います。



【参考】合併のフロー図 ((注) 図中の丸数字は項番号)



認可地縁団体Aと認可地縁団体Bが合併して認可地縁団体Cを設立する形の合併（いわゆる「新設合併」）の手続の流れ

<新設合併消滅団体（認可地縁団体A）>

<新設合併消滅団体（認可地縁団体B）>

- ◎規約の作成その他認可地縁団体の設立に関する事務は、各認可地縁団体において選任※した者が共同して行わなければならない。【法第260条の42】（※選任方法は任意）

総会の決議【法第260条の39①・②】

合併の認可を申請することについて総会の決議
(総構成員の4分の3以上の賛成。規約に別段の定めがあるときは、この限りでない。)を経る
※当該申請に添付する書類（規約等）を示した上で
意思決定をすることが望ましい。

総会の決議【法第260条の39①・②】

合併の認可を申請することについて総会の決議
(総構成員の4分の3以上の賛成。規約に別段の定めがあるときは、この限りでない。)を経る
※当該申請に添付する書類（規約等）を示した上で
意思決定をすることが望ましい。

合併の認可申請【法第260条の39④において読み替える用法第260条の2②、規則第18条の2】

合併の認可を申請することについて総会で議決したことを証する書類等を添付した申請書により市長に対して申請

市長による合併の認可【法第260条の39③、同条④において準用する法第260条の2⑤】

債権者保護手続

【法第260条の40、法第260条の41①・②】

認可の通知のあった日から2週間以内に、財産目録を作成し、事務所に備え置くとともに、債権者に対し、合併に異議があれば一定期間（2月以上）内に述べるべきことを公告し、判明している債権者に対しては、各別にこれを催告する
➢債権者による期間内の異議なし→合併を承認したものとみなす
➢債権者による異議あり→団体は債権者に弁済等をしなければならない

債権者保護手続

【法第260条の40、法第260条の41①・②】

認可の通知のあった日から2週間以内に、財産目録を作成し、事務所に備え置くとともに、債権者に対し、合併に異議があれば一定期間（2月以上）内に述べるべきことを公告し、判明している債権者に対しては、各別にこれを催告する
➢債権者による期間内の異議なし→合併を承認したものとみなす
➢債権者による異議あり→団体は債権者に弁済等をしなければならない

債権者保護手続終了の届出【法第260条の41③、規則第22条の2の3】

市長による合併の告示【法第260条の44、規則第22条の2の4】

=合併の効力発生【法第260条の44②】

<権利義務の承継>【法第260条の43】

新設合併設立団体は、新設合併消滅団体の一切の権利義務を承継する

<財産目録の作成及び備え置き>【法第260条の44⑤において準用する法第260条の4①】

新設合併設立団体は、合併の認可をした旨等の告示があった時点において、当該団体の財産目録を事務所に備え置かなければならない

令和5年3月10日付総務省事務連絡「認可地縁団体制度の改正に係る質疑応答について」より

9 認可地縁団体が所有する不動産に係る登記の特例

特例制度について

認可地縁団体に名義変更をしようとした不動産が、すでに亡くなっている人又は所在不明の人の名義になっている場合、古い名義人であるほど、相続の確定に多大な労力を要します。

平成27年4月1日、地方自治法が改正され、申請要件を満たしている場合、申請書類及び申請要件の疎明資料を提出し、市の公告（3か月以上）を経ることで、認可地縁団体に所有者の移転の登記ができるようにする特例制度が設けされました。

申請要件

次の要件を満たしている必要があります。

- ア. 不動産を所有していること
 - イ. 不動産を10年以上所有の意思を持って平穏かつ公然と占有していること
 - ウ. 不動産の表題部所有者又は所有権の登記名義人のすべてが認可地縁団体の構成員又はかつて認可地縁団体の構成員であったものであること
- エ. 不動産の登記関係者（表題部所有者、所有権の登記名義人、これらの相続人）の全部又は一部の所在が知れないと

申請に必要な書類

- ① 所有不動産の登記移転等に係る公告申請書【記入例 P43】
- ② 所有権の保存又は移転の登記をしようとする不動産の登記事項証明書
- ③ 認可申請時に提出した保有資産目録又は保有予定資産目録

※当該書類に当該不動産の記載がない場合は、当該不動産の所有に係る事項について議決した総会の議事録を添付すること。

- ④ 認可地縁団体台帳の写し
- ⑤ 特例を受けるための要件イを疎明するための資料
 - ・申請現在と10年以前の「公共料金の支払領収書」「閉鎖登記簿の登記事項証明書又は謄本」「旧土地台帳の写し」「固定資産税の納税証明書」「固定資産課税台帳の記載事項証明書」等

⑥ 特例を受けるための要件ウを疎明するための資料

- ・「認可地縁団体の構成員名簿」等

⑦ 特例を受けるための要件エを疎明するための資料

- ・当該登記関係者の戸籍の附票の最終住所地での住民票及び住民票の除票が存在しないことを証明した書類
- ・当該登記関係者の戸籍の附票の最終住所地に宛てた登記関係者宛の配達証明付き郵便が不到達であったことを証明する書類
- ・所在が判明している登記関係者からの、特例制度の申請を行うことに関する同意書

※「戸籍の附票の最終住所地」が確定できない場合は、「登記記録上の住所地」のものを提出してください。

- ・登記関係者のうち相続が発生している場合は、その相続人が確認できる戸籍書類及び相続関係図

公告と異議申し出期間

市が、この特例制度による公告申請があった旨と、その不動産の所在地や名義人等の情報、異議申し立ての方法などについて、3か月以上の期間、公告を行います。その期間中に、特例制度によって認可地縁団体に名義変更することに異議がある方は、市に異議申し出を行うことができます。

異議申出書に記載された事項については。その後の当事者間での協議等を円滑にするため、認可地縁団体に全て通知されます。異議申し出があった場合には、その解決は当事者間で行ってもらうことになり、市が仲裁を行ったり、所有権が誰にあるかを確定させるものではありません。

情報提供証明の交付

市は、3か月以上の公告期間中に異議申し出がなかった場合には、認可地縁団体名義で当該不動産の保存又は移転登記をすることについて、関係者の承諾があったものとみなし、それを証明する情報提供書類を交付します。

不動産の登記

団体名義で登記する場合には、法務局での手続きが必要です。登記等について
は、法務局へお問い合わせください。

問い合わせ先：松江地方法務局 出雲支局

出雲市塩冶善行町13番地3 電話：0853-21-0721

10 よくある質問

Q1 不動産等を所有していなくても認可の対象となりますか？

A 地方自治法の改正（令和3年11月26日施行）により、不動産等の保有（予定を含む）の有無に関わらず、地域的な共同活動を円滑に行うため、認可を受けることができるようになりました。

Q2 連合会という上部組織も認可の対象となりますか？

A 地方自治法上に1地域1団体という規定はなく、団体の状況により判断することとなりますので、ご相談ください。
連合会がいくつかの団体を構成員とするようなものであれば、地方自治法では個人を構成員としていることから、認可の対象となりません。

Q3 自治会よりも規模が小さい班等を1つの団体として法人化することは可能ですか？

A 法人化の4つの要件を満たせば可能です（P4参照）。

Q4 個人単位ではなく、世帯単位を構成員としている団体は認可の対象になりますか？

A 認可地縁団体の構成員は、個人として捉えることとなっており、世帯で捉えることはできませんので、認可の対象にはなりません。

**Q5 個人を構成員としていても、表決権を世帯単位で1票とすることはできませ
んか？**

A 会員はそれぞれ1個の表決権を有することとなりますが、世帯単位で活動し意思決定を行っていることが沿革的にも地域社会においても是認され、そのことが合理的であると認められる事項に限り、世帯単位とすることは可能です。
この場合、規約に「所属する世帯の構成員数分を1票」と定めておくことが必要です。

Q6 未成年者を構成員から除外することは可能ですか？

A 地縁による団体の構成員は、区域に住所を有する個人であり、区域に住所を有すること以外に年齢、性別、国籍等の条件をつけることができないとされています。したがって、未成年者を構成員から除外することはできません。

ただし、その地域に住所を有するすべての人（町内会等未加入世帯、子ども、外国人等を含む）のうち、過半数が構成員となっていれば、必ずしもすべての未成年者を構成員とすることは必要ではありません。

Q7 構成員の名簿には、世帯主だけではなく、世帯員であれば、生まれたばかりの子どもも記載する必要がありますか？

A 生まれたばかりの赤ちゃんであっても基本的には記載する必要があります。

ただし、実際にはその区域のすべての個人（町内会等未加入世帯、子ども、外国人等を含む）が加入していなければ認可されないわけではなく、区域の住民の過半数の加入があれば認可されるため、必ずしも名簿に記載しなければならないということではありません。

Q8 子どもの意思はどのように確認するのですか？

A 未成年者・幼児の表決権の行使については、民法の規定にしたがって、法定代理人（親権者）の同意を要することになります。

Q9 認可申請時に提出する構成員名簿には何を記入すればよいですか？

A 構成員の氏名・住所のみを記載したものでよく、年齢、性別、電話番号等は必要ありません。また、自署である必要はありません。

Q10 構成員名簿は毎年（あるいは変更がある場合）市に提出する必要がありますか？

A ありません。ただし、総会での議決にあたり、会員数の把握が必要となることから、構成員に変更があるごとに町内会等で手入れをする必要があります。

Q11 事業報告書や収支決算書などの総会の資料は、毎年市に提出する必要がありますか？

A ありません。ただし、代表者の変更など告示事項の変更が行われた際に、告示事項変更届出書と一緒に参考資料として提出していただくことはかまいません。

Q12 区域内に居住している人の息子さんが別の自治会の区域に転居しましたが、現在も親元であるこちらの自治会活動を一緒に行っています。その1軒も合わせて区域として法人化できますか？

A 地縁による団体の構成員は、「当該団体の区域内に住所を有する個人」に限られているため、区域外の住民や、区域内に住所を有する法人や組合等の団体は構成員になることができません。

なお、区域外の住民や法人・組合等の団体を、規約に「賛助会員」（又は「準

会員」として位置付け、正会員と同じように会費を払い活動することにはなんら問題はありませんが、賛助会員（又は準会員）には総会における表決権がなく、団体の意思決定には関与できません。

＜規約の規定例（P21 参照）＞

（会員）

第5条 本会の会員は、第3条に定める区域に住所を有する個人とする。

2 第1項に該当しない個人又は法人等の団体は、本会の活動を賛助するため、賛助会員又は準会員となることができる。

（会費）

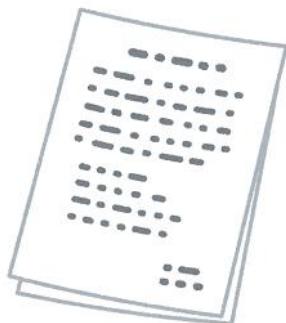
第6条 会員、賛助会員及び準会員が納入する会費は、総会において別に定める。

（入退会）

第7条 本会の会員、賛助会員及び準会員になろうとする者は、別に定める入会申込書を会長に提出しなければならない。

Q13 区域内に居住している人の所有する田畠が、別の自治会の区域に点在しています。その点在する田畠も合わせて区域として法人化できますか？

A 「一定の区域内に住所を有する者（地縁）によって構成され、地域的な共同活動を目的とする」団体が認可の条件となるため、虫食いのような飛び地での区域の設定は認められません。土地等の所有権とは切り離して考えてください。



11 様式【記入例】

令和 7 年 4 月 1 日

出雲市長様

実際の申請書提出日を記入

認可を受けようとする地縁による団体

の名称及び主たる事務所の所在地

名 称 いづも町内会

所在地 出雲市平成町1番地

代表者の氏名及び住所

氏名 出雲太郎

ワープロ打ち
でもよい
押印不要

住所 出雲市平成町1番地

認 可 申 請 書

地方自治法第260条の2第1項の規定により、不動産または不動産に関する権利等を保有するため認可を受けたいので、別添書類を添えて申請します。

(別添書類)

1. 規約
2. 認可を申請することについて総会で議決したことを証する書類
3. 構成員の名簿
4. 良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を現に行っていることを記載した書類
5. 申請者が代表者であることを証する書類
6. 申請者が代表者となることを受諾した旨の承諾書

いつも町内会規約（例）

第1章 総 則

（目的）

第1条 本会は、以下に掲げるような地域的な共同活動を行うことにより、良好な地域社会の維持及び形成に資することを目的とする。

- (1) 回覧板の回付等区域内の住民相互の連絡
- (2) 美化、清掃等区域内の環境の整備
- (3) 集会施設の維持管理
- (4) スポーツ大会やレクリエーション等への参加
- (5) 区域内住民相互の懇親会
- (6) その他目的を達成するために必要な活動

（名称）

第2条 本会は、いつも町内会と称する。

（区域）

第3条 本会の区域は、出雲市〇〇町〇〇番地から〇〇番地まで、〇〇番地及び〇〇番地の区域とする。

（事務所）

第4条 本会の主たる事務所は、出雲市〇〇町〇〇番地 〇〇集会所内（又は代表者の自宅）に置く。

第2章 会 員

（会員）

第5条 本会の会員は、第3条に定める区域に住所を有する個人とする。

（会費）

第6条 会員が納入する会費は、総会において別に定める。

（入退会）

第7条 第3条に定める区域に住所を有する個人で本会に入会をしようとする者は、別に定める入会申込書を会長に提出しなければならない。

2 本会は、前項の入会申し込みがあった場合には、正当な理由なくこれを拒んではならない。

3 会員が次の各号の一に該当する場合には、退会したものとする。

- (1) 第3条に定める区域内に住所を有しなくなった場合
- (2) 本人より別に定める退会届が会長に提出された場合

4 会員が死亡し、又は失踪宣告を受けたときは、その資格を喪失する。

第3章 役 員

（役員の種別）

第8条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1人
- (2) 副会長 2人
- (3) 会計担当 1人
- (4) 書記担当 1人
- (5) 監事 2人

(役員の選任)

第9条 役員は、総会において、会員の中から選任する。

2 監事と会長、副会長、会計担当及び書記担当は、相互に兼ねることができない。

(役員の職務)

第10条 会長は、本会を代表し、会務を総括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序により、その職務を代行する。
- 3 会計担当は、本会の出納事務を処理し、会計事務に関する帳簿及び書類を管理する。
- 4 書記担当は、会務を記録する。
- 5 監事は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 本会の会計及び資産の状況を監査すること
- (2) 会長、副会長、会計担当及び書記担当の業務執行の状況を監査すること
- (3) 会計及び資産の状況又は業務執行について不正の事実を発見したときは、これを総会に報告すること
- (4) 前号の報告をするため必要があると認めるときは、総会の招集を請求すること

(役員の任期)

第11条 役員の任期は、〇年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠により選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、なおその職務を行わなければならない。

第4章 総会

(総会の種別)

第12条 本会の総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(総会の構成)

第13条 総会は、会員をもって構成する。

(総会の権能)

第14条 総会は、この規約に定めるもののほか、本会の運営に関する重要な事項を議決する。

(総会の開催)

第15条 通常総会は、毎年度決算終了後3か月以内に開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき
- (2) 全会員の5分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき

(3) 第10条第5項第4号の規定により監事から開催の請求があったとき

(総会の招集)

第16条 総会は、会長が招集する。

2 会長は、前条第2項第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その請求のあった日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、開会の5日前までに文書をもって通知しなければならない。

(総会の議長)

第17条 総会の議長は、会長がこれにあたる。

(総会の定足数)

第18条 総会は、総会員の2分の1以上の出席がなければ、開会することができない。

(総会の議決)

第19条 総会の議事は、この規約に定めるもののほか、出席した会員の過半数をもつて決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(会員の表決権)

第20条 会員は、総会において各々1個の表決権を有する。

(総会の書面表決等)

第21条 止むを得ない理由により総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の会員を代理人として表決を委任することができる。

2 前項の場合において、第18条及び第19条の規定の適用については、その会員は出席したものとみなす。

(総会の議事録)

第22条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 会員の現在数及び出席者数（前条の規定による会員を含む）

(3) 開催目的、審議事項及び議決事項

(4) 議事の経過の概要及びその結果

(5) 議事録署名者の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名者2人以上が署名をしなければならない。

第5章 役員会

(役員会の構成)

第23条 役員会は、監事を除く役員をもって構成する。

(役員会の権能)

第24条 役員会は、この規約で別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

(1) 総会に付議すべき事項

- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項
(役員会の招集等)

第25条 役員会は、会長が必要と認めるときに招集する。

2 会長は、役員から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があつたときは、その請求があった日から10日以内に役員会を招集しなければならない。
(役員会の議長)

第26条 役員会の議長は、会長がこれにあたる。

- (役員会の定足数等)

第27条 役員会には、第18条、第19条、第21条及び第22条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「総会」とあるのは「役員会」と、「会員」とあるのは「役員」と、それぞれ読み替えるものとする。

第六章 資産及び会計

- (資産の構成)

第28条 本会の資産は、次の各号に掲げるものを持って構成する。

- (1) 別に定める財産目録記載の資産
- (2) 会費
- (3) 活動に伴う収入
- (4) 資産から生ずる果実
- (5) その他の収入

- (資産の管理)

第29条 本会の資産は、会長が管理し、その方法は役員会の議決によりこれを定める。

- (資産の処分)

第30条 本会の資産で第28条第1号に掲げるものを処分し、または担保に供するときには、総会において総会員の4分の3以上の議決を要する。

- (経費の支弁)

第31条 本会の経費は、資産をもって支弁する。

- (事業計画及び予算)

第32条 本会の事業計画及び予算は、会長が作成し、毎会計年度開始前に総会の議決を経て定めなければならない。これを変更するときも同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、年度開始後に予算が総会において議決を経ていないときは、会長は、総会において予算が議決される日までの間は、前年度の予算を基準として収入支出をすることができる。

- (事業報告及び決算)

第33条 本会の事業報告及び決算は、会長が作成し、監事の監査を受け、毎会計年度終了後3箇月以内に総会の承認を受けなければならない。

- (会計年度)

第34条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第7章 規約の変更及び解散

(規約の変更)

第35条 この規約は、総会において総会員の4分の3以上の承認を得、かつ、出雲市長の認可を受けなければ変更することができない。

(解散)

第36条 本会は、地方自治法（昭和22年4月17日法律第67号）第260条の20の規定により解散する。

2 総会の議決に基づいて解散するときは、総会員の4分の3以上の承諾を得なければならぬ。

(残余財産の処分)

第37条 本会の解散のときに有する残余財産は、総会において総会員の4分の3以上の議決を得て、本会と類似の目的を有する団体に寄付するものとする。

第8章 雜則

(備付け帳簿及び書類)

第38条 本会の主たる事務所には、規約、会員名簿、認可及び登記等に関する書類、総会及び役員会の議事録、収支に関する帳簿、財産目録等資産の状況を示す書類その他必要な帳簿及び書類を備えておかなければならない。

(委任)

第39条 この規約の施行に関し必要な事項は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

附 則

- 1 この規約は、令和〇年〇月〇日から施行する。認可年月日を記入
- 2 本会の設立初年度の事業計画及び予算は、第32条の規定にかかわらず、設立総会において定めるところによる。
- 3 本会の設立初年度の役員の任期は、第11条の規定にかかわらず、設立認可のあった日から令和〇年3月31日までとする。
- 4 本会の設立初年度の会計年度は、第34条の規定にかかわらず、設立認可のあった日から令和〇年3月31日までとする。

いざも町内会 臨時総会 議事録

1. 開催日時 令和 7 年 3 月 29 日 (日) 18 時
2. 開催場所 出雲市平成町6番地 いざも町内会集会所
3. 出席者数 町内会員 100 人中、出席者 100 名 (内 75 名委任状)

総会には、各世帯から 1 名の方が出席されているケースが多いと思いますが、法的にはその方は他の世帯員から委任されて世帯の代表として出席されているものであり、委任している方も出席者とみなされます。

4. 審議事項 第 1 号議案 地縁による団体の認可申請の可否について
第 2 号議案 地縁による団体の名称について
第 3 号議案 地縁による団体の代表者の選任について
第 4 号議案 地縁による団体の区域の決定について
第 5 号議案 地縁による団体の規約の決定について
第 6 号議案 地縁による団体の構成員の確定について
第 7 号議案 地縁による団体の保有資産及び保有予定資産の確定について
5. 議事録署名者 出雲市平成町4番地 神戸川四郎
出雲市平成町5番地 北山五郎
6. 議長 町内会長 斐伊川次郎
7. 審議の結果 付議した第 1 号議案から第 7 号議案について、全会一致で下記のとおり可決した。

第 1 号議案：地縁による団体の認可申請の可否について
認可申請する。

第 2 号議案：地縁による団体の名称について
いざも町内会と称する。

第 3 号議案：地縁による団体の代表者の選任について
いざも町内会の代表者（会長）に、出雲太郎氏を選出する。

第 4 号議案：地縁による団体の区域の決定について
別添認可申請書（案）のとおりとする。

第 5 号議案：地縁による団体の規約の決定について
別添認可申請書（案）のとおりとする。

第6号議案：地縁による団体の構成員の確定について

別添認可申請書（案）のとおりとする。

第7号議案：地縁による団体の保有資産及び保有予定資産の確定について

別添目録のとおりとする。

上記を証するため、署名する。

令和7年3月29日

議長 斐伊川次郎
議事録署名者 神戸川四郎
議事録署名者 北山五郎

手書きで！

構成員名簿

※構成員とは、区域に住所を有する個人であれば、年齢、性別等を問いません。

団体の名称 いざも町内会

No	住 所	氏 名	No	住 所	氏 名
1	出雲市平成町1番地	出雲太郎	22	・・・・・	・・・・
2	〃	出雲○○	23	・・・・・	・・・・
3	〃	出雲△△	24	・・・・・	・・・・
4	〃	出雲□□	25	・・・・・	・・・・
5	出雲市平成町2番地	斐伊川次郎		・・・・・	・・・・
6	〃	斐伊川○○		・・・・・	・・・・
7	〃	斐伊川△△		・・・・・	・・・・
8	出雲市平成町3番地	高瀬川三郎		・・・・・	・・・・
9	〃	高瀬川○○		・・・・・	・・・・
10	〃	高瀬川△△		・・・・・	・・・・
11	〃	高瀬川□□		・・・・・	・・・・
12	〃	高瀬川◇◇		・・・・・	・・・・
13	・・・・・	・・・・・		・・・・・	・・・・
14	・・・・・	・・・・・	95	・・・・・	・・・・
15	・・・・・	・・・・・	96	・・・・・	・・・・
16	・・・・・	・・・・・	97	・・・・・	・・・・
17	・・・・・	・・・・・	98		
18	・・・・・	・・・・・	99		
19	・・・・・	・・・・・	100		
20	・・・・・	・・・・・	合計 100人		
21	・・・・・	・・・・・			

いざも町内会

令和6年度 事業活動報告書

※地縁団体として、現にその活動を行っていると認められる書類として提出が必要。

令和 7 年 3 月 31 日

月日	事業活動名	場 所	人 数	内 容 そ の 他
4/28	定例会	平成公民館	1 2	令和 6 年度事業報告と決算報告、令和 7 年度事業計画と予算
5/ 6	出雲桜公園の清掃	出雲桜公園	1 6	行楽による公園のごみ拾い、ベンチや遊具の拭き掃除 等
6/12	地区バレー ボール大会	平成体育館	8	大会参加 男性 2 回戦、女性優勝
7/23	子どもを見守る会	高瀬川 宅	6	夏休み子どもの生活安全について（夜間パトロール等）
8/ 7	七夕会	北山 宅	1 9	大人 9 人、子ども 10 人、そうめん流し、金魚すくい、花火
8/14	地区盆踊り大会	平成中グラウンド	1 0	大会参加 会場役員 4 人 踊り 6 人
9/17	地区運動会と慰労会	平成中グラウンド	2 9	1 人 1 種目以上参加、慰労会全員、成績第 3 位
10/12	親子ふれあいの会	平成の里	1 9	乗用車 7 台分乗 平成の里ハイキング、家族宝探しゲーム
10/19	平成川清掃	平成川	1 2	年 1 回の川清掃 汚泥処理、草刈り、ごみ拾い
12/17	クリスマス会	南山 宅	1 7	親子参加 料理各家族持ち寄り、サンタクロース：町内会長
1/ 7	新年会	北山 宅	1 2	年始あいさつ会
1/15	どんど祭	町内沖田圃	2 5	準備：若者会 神事：平成神社 午後 5 時着火
2/11	夫婦料理教室	平成公民館	1 6	講師：神西周子 テーマ：夫婦の愛情で作る簡単家庭料理
3/8, 9	町内親睦旅行	庵治温泉	1 5	マイクロバスレンタル 西条稻荷～瀬戸大橋～庵治温泉
3/28	定例会	北山 宅	1 2	集金、選考委員報告と新役員の選出、本年度事業の反省と要望

承 諾 書

令和 7 年 3 月 29 日に開催された いざも町内会 総会において、地縁による
団体である いざも町内会 代表者として選出されました。

ついては、選出により代表者となることを承諾します。

同じ日付にしてください。

令和 7 年 3 月 29 日

出雲市平成町1番地
出雲 太郎

手書きで！

規約変更の年月日以降の実際の申請書提出日を記入

令和 7 年 4 月 1 日

出雲市長様

地縁による団体の名称及び主たる事務所の所在地

名 称 いざも町内会

所在地 出雲市平成町6番地

代表者の氏名及び住所

氏 名 出雲 太郎

ワープロ打ち
でもよい
押印不要

住 所 出雲市平成町1番地

規 約 変 更 認 可 申 請 書

地方自治法第260条の3第2項の規約の変更の認可を受けたいので、別添書類を添えて申請します。

(別添書類)

- 1 規約変更の内容及び理由を記載した書類
- 2 規約変更を総会で議決したことを証する書類

○○町内会規約の一部を変更する内容及び理由

●〇〇町内会規約の一部を次のように改正する。

●理由

- ・○○により、○○を○○とするため
 - ・○○についての規定を追加するため

いざも町内会 定期総会 議事録

1. 開催日時 令和 7 年 3 月 31 日 (日) 18 時

2. 開催場所 出雲市平成町6番地 いざも町内会集会所

3. 出席者数 町内会員 100 人中、出席者 100 名 (内 75 名委任状)

総会には、各世帯から 1 名の方が出席されるケースが多いと思いますが、法的にはその方は他の世帯員から委任されて世帯の代表として出席されているものであり、委任している方も出席者とみなされます。

4. 審議事項

第 1 号議案 ○○○○について

第 2 号議案 ○○○○について
↓

第○号議案 いざも町内会規約の変更について

5. 議事録署名者 出雲市平成町4番地 神戸川四郎
出雲市平成町5番地 北山五郎

6. 議長 町内会長 斐伊川次郎

7. 審議の結果 付議した第 1 号議案から第○号議案について、全会一致で下記のとおり可決した。

第 1 号議案：○○○○について

↓

第○号議案：いざも町内会規約の変更について
別添規約（案）のとおりとする。

上記を証するため、署名する。

令和 7 年 3 月 31 日

議長 斐伊川次郎
議事録署名者 神戸川四郎
議事録署名者 北山五郎

手書きで！

告示事項変更の年月日以降の実際の申請書提出日を記入

令和 7 年 4 月 2 日

出雲市長様

地縁による団体の名称及び主たる事務所の所在地

名 称 いづも町内会

所在地 出雲市平成町6番地

代表者の氏名及び住所

新代表者

氏 名 豊伊川 次郎

住 所 出雲市平成町2番地

ワープロ打ち
でもよい
押印不要

告 示 事 項 変 更 届 出 書

下記事項について変更がありましたので、地方自治法第260条の2第11項の規定により、告示された事項に変更があった旨を証する書類を添えて届け出ます。

記

1. 変更があった事項及びその内容

代表者の氏名 「出雲 太郎」を「豊伊川 次郎」に改める。

代表者の住所 「出雲市平成町1番地」を「出雲市平成町2番地」
に改める。

事務所の所在地 「出雲市平成町1番地」を「出雲市平成町6番地」
に改める。

2. 変更の年月日

令和 7 年 4 月 1 日

3. 変更の理由

- ・任期満了に伴う役員交代のため。
- ・事務所の所在地を集会所の住所とするため。

※添付書類

- ・承諾書
- ・告示事項変更内容を総会で決議したことを証する書類（議事録の写し）

いざも町内会 定期総会 議事録

1. 開催日時 令和 7 年 3 月 31 日 (日) 18 時

2. 開催場所 出雲市平成町6番地 いざも町内会集会所

3. 出席者数 町内会員 100 人中、出席者 100 名 (内 75 名委任状)

総会には、各世帯から 1 名の方が出席されるケースが多いと思いますが、法的にはその方は他の世帯員から委任されて世帯の代表として出席されているものであり、委任している方も出席者とみなされます。

4. 審議事項 第 1 号議案 認可地縁団体の代表者変更について

第 2 号議案 認可地縁団体の主たる事務所の所在地の変更について

5. 議事録署名者 出雲市平成町4番地 神戸川四郎

出雲市平成町5番地 北山五郎

6. 議長 町内会長 高瀬川三郎

7. 審議の結果 付議した第 1 号議案から第 2 号議案について、全会一致で下記のとおり可決した。

第 1 号議案：認可地縁団体の代表者変更について

いざも町内会の代表者（会長）に、斐伊川次郎 氏を選出する。

第 2 号議案：認可地縁団体の主たる事務所の所在地の変更について

出雲市平成町6番地 に変更する。

上記を証するため、署名する。

令和 7 年 3 月 31 日

議長 高瀬川三郎
議事録署名者 神戸川四郎
議事録署名者 北山五郎

手書きで！

解散の議決年月日以降の実際の申請書提出日を記入

令和7年4月1日

出雲市長様

認可地縁団体の名称及び主たる事務所の所在地

名称 いつも町内会

所在地 出雲市平成町1番地

代表者の氏名及び住所

氏名 出雲太郎

住所 出雲市平成町1番地

ワープロ打ち
でもよい
押印不要

認可地縁団体解散届出書

地方自治法第260条の20の規定により、平成17年4月1日（出雲市告示第〇〇号）付で認可を受けた当認可地縁団体は、下記のとおり解散したので、解散したことを証する別添書類を添えて届け出ます。

記

1. 団体の名称 いつも町内会

2. 区域 出雲市〇〇町〇〇番地から〇〇番地まで、〇〇番地及び〇〇番地までの区域

3. 主たる事務所の所在地 出雲市平成町1番地

4. 清算人の氏名及び住所

氏名 出雲太郎

住所 出雲市平成町1番地

5. 解散事由（地方自治法第260条の20に規定のいずれか）

総会の決議

(別添書類)

- 解散を総会で議決したことを証する書類（議事録の写し）

合併の議決年月日以降の実際の申請書提出日を記入

令和 7 年 4 月 1 日

出 雲 市 長 様

認可地縁団体甲

合併しようとする認可地縁団体の
名称及び主たる事務所の所在地

名 称 いづも町内会

所在地 出雲市平成町1番地

代表者の氏名及び住所

氏 名 出 雲 太 郎

住 所 出雲市平成町1番地

認可地縁団体乙

合併しようとする認可地縁団体の
名称及び主たる事務所の所在地

名 称 おろち町内会

所在地 出雲市平成町100番地

代表者の氏名及び住所

氏 名 八 又 大 路 地

住 所 出雲市平成町100番地

ワープロ打ち
でもよい
押印不要

合 併 認 可 申 請 書

地方自治法第260条の39第3項の規定により、合併の認可を受けたいので、
下記のとおり申請します。

記

○ 合併後存続する認可地縁団体又は合併により設立する認可地縁団体
(以下「合併後の認可地縁団体」という。) に関する事項

・合併後の認可地縁団体の名称及び主たる事務所の所在地

名 称 いづも町内会

所在地 出雲市平成町1番地

・合併後の認可地縁団体の代表者の氏名及び住所

氏 名 出 雲 太 郎

住 所 出雲市平成町1番地

・合併により消滅する認可地縁団体の名称

名 称 おろち町内会

(別添書類)

1 合併後の認可地縁団体の規約

- 2 地方自治法第260条の39第3項の認可を申請することについて合併しようとする各認可地縁団体の総会で議決したことを証する書類
- 3 合併後の認可地縁団体の構成員の名簿
- 4 良好的な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とし、合併しようとする各認可地縁団体が連携して当該目的に資する活動を現に行っていることを記載した書類
- 5 合併しようとする各認可地縁団体の規約
- 6 申請者が合併しようとする各認可地縁団体の代表者であることを証する書類

実際の申請書提出日を記入

令和7年4月1日

出雲市長様

認可地縁団体の名称及び主たる事務所の所在地

名称 いとも町内会

所在地 出雲市平成町6番地

代表者の氏名及び住所

氏名 出雲 太郎

住所 出雲市平成町1番地

ワープロ打ち
でもよい
押印不要

所有不動産の登記移転等に係る公告申請書

地方自治法第260条の46第1項の規定により、当認可地縁団体が所有する下記不動産について所有権の保存又は移転の登記をするため公告をしてほしいので、別添書類を添えて申請します。

記

- 申請不動産（所有権の保存又は移転の登記をしようとする不動産）に関する事項

・建物

名称	延床面積	所在地
いとも集会所	100m ²	出雲市平成町6番地 家屋番号:6番

・土地

地目	面積	所在地
宅地	600m ²	出雲市平成町6番地

- ・表題部所有者又は所有権の登記名義人の氏名又は名称及び住所

- ①いとも集会所 出雲市平成町1番地 出雲 太郎
②宅地 (1)出雲市平成町1番地 出雲 太郎
 (2)出雲市平成町2番地 斐伊川 次郎
 (3)出雲市平成町8番地 平田 八郎

(別添書類)

- 申請不動産の登記事項証明書
- 申請不動産に関し、地方自治法第260条の46第1項に規定する申請をすることについて総会で議決したことを証する書類
- 申請者が代表者であることを証する書類
- 地方自治法第260条の46第1項各号に掲げる事項を疎明するに足りる資料

認可地縁団体に関する相談は

出雲市役所 総合政策部 自治振興課

電話 21-6619